

令和3年度横浜市社会福祉審議会会議録	
日 時	令和4年3月29日（火）10時00分～11時40分
開催場所	横浜市役所18階 みなと6・7会議室
出席者	高橋のりみ委員、斉藤伸一委員、長谷川えつこ委員、荒木田百合委員、飯山文子委員、泉今日子委員、漆原恵利子委員、加藤由紀子委員、佐伯滋委員、高岡徹委員、谷口実委員、早川陽子委員、宮田光明委員、石渡和実委員、茨木尚子委員、岸恵美子委員
欠席者	井上敏正委員、内田元久委員、川島通世委員、水野恭一委員
開催形態	公開（傍聴者0人）
議題等	<p>1 委員紹介</p> <p>2 議題</p> <p>（1）委員長の選出・委員長職務代理者の指名</p> <p>（2）委員の所属専門分科会の指名・専門分科会長の選出・専門分科会長職務代理者の指名</p> <p>（3）幹事の任命</p> <p>3 報告事項</p> <p>（1）民生委員審査専門分科会について</p> <p>（2）身体障害者障害程度審査部会について</p> <p>（3）「横浜市依存症対策地域支援計画」について</p> <p>（4）生活保護申請対応検証専門分科会からの答申及び再発防止に向けた取組について</p> <p>4 その他</p> <p>（1）「第4期横浜市地域福祉保健計画」の中間評価について</p> <p>（2）令和4年度健康福祉局予算について</p>

開 会	開会、注意事項、定足数報告、会議の公開について
企画課長	1 委員紹介等
企画課長	<p>2 議題</p> <p>（1）委員長の選出・委員長職務代理者の指名</p> <p>社会福祉法第10条では、委員長は「委員の互選」により選出することとなっています。いかがでしょうか。</p>
泉委員	福祉活動を中心に様々な活動をされている横浜市社会福祉協議会の会長の荒木田委員が適任だと思います。
企画課長	<p>ただ今、「荒木田委員に」とのご推薦をいただきました。荒木田委員に委員長をお願いすることで、皆様よろしいでしょうか。</p> <p>（一同了承）</p>

	<p>それでは、荒木田委員に本審議会の委員長を務めていただきたいと思います。 荒木田委員長、よろしくお願いします。</p>
荒木田委員長	<p>皆様、改めましておはようございます。ご推薦をいただきました荒木田です。前期に続いての委員長ということになります。頻回に開かれる会議ではないのでこういう機会に横浜市の社会福祉の発展に向けて、活発なご意見をいただきますよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
企画課長	<p>では、これからの進行は荒木田委員長にお願いいたします。</p>
荒木田委員長	<p>最初に、委員長職務代理者を置きたいと思います。横浜市社会福祉審議会条例の第3条に、委員長が指名すると記載があります。本日はオンラインでのご参加でございますが、岸委員に代理者をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
岸委員	<p>ご指名いただき恐縮です。微力ながらご協力できればと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
荒木田委員長	<p>特に新型コロナウイルス感染症もまだまだ油断ならない状況です。私もなるべく油断しないように生活したいと思いますが、前日まで元気だったのに当日調子が悪くなるということも十分に想定されますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
荒木田委員長	<p>(2) 委員の所属専門分科会の指名・専門分科会長の選出・専門分科会長職務代理者の指名</p> <p>資料1、1ページ目の「5 組織」をご覧くださいと思います。本審議会には、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会、そして高齢者福祉専門分科会の3つの分科会が設置されています。</p> <p>所属いただく専門分科会については、「社会福祉法施行令」第2条、第3条及び「横浜市社会福祉審議会条例」第6条により、委員長が指名することになっていますので、恐縮ではございますが、私の方から指名させていただきます。</p> <p>これまでの経過等も踏まえて、事務局案に記載のある分科会への所属をお願いしたいと思います。また、今回新たに委嘱を受けた新任の委員の方々につきましては、基本的には前任の委員の所属していた専門分科会に所属していただきたいと思います。</p> <p>次に、専門分科会の中に会長と職務代理者を置くことになりますが、こちらは要綱等に「委員の互選によって定める」されています。また、「横浜市社会福祉審議会条例」第6条第4項では、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理するとされています。本来であれば、分科会ごとに決めていただくところですが、それぞれの分科会の開催までに時間が空くことや、なかなか皆様が集まれる機会もないため、この場で決めさせていただければと思います。では、事務</p>

企画課長	<p>局から説明をお願いします。</p> <p>民生委員審査専門分科会の会長については、従来から横浜市会健康福祉・医療委員会の委員長、そして職務代理者については、副委員長にお願いしていますので、分科会長には高橋委員、職務代理には斉藤委員をご提案いたします。</p> <p>続いて、身体障害者福祉専門分科会については、これまで会長を市身体障害者団体連合会の委員に務めていただいておりますので、委員の変更がありましたの内田委員をご提案したいと考えております。また、職務代理者については、これまでリハビリテーションセンターのセンター長に務めていただいておりますので、高岡委員をご提案いたします。</p> <p>続いて、高齢者福祉専門分科会については、これまで分科会長に学識経験のある委員、職務代理者を福祉事業経営者会会長にお願いしておりました。ただ今回は、岸委員には本審議会の委員長職務代理者をお引き受けいただきましたので、分科会長は新たに福祉事業経営者会の漆原委員に、職務代理者は、横浜市介護支援専門員協議会の加藤委員をご提案いたします。</p>
荒木田委員長	<p>ありがとうございました。各専門分科会の会長及び職務代理者についてこのように選任するという事で、よろしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p>
荒木田委員長	<p>それでは皆様、どうぞ任期の3年間よろしく申し上げます。</p>
荒木田委員長	<p>(3) 幹事の任命について</p> <p>次に、議題(3)幹事の任命ですが、「横浜市社会福祉審議会運営要綱」第8条によって、市の職員の中から委員長が任命することとなっています。資料2の2ページ「横浜市社会福祉審議会事務局名簿」に記載されている1番目から10番目までの健康福祉局長以下、10人をお願いしたいと思います。幹事の皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上で、幹事を含めて新委員による体制が決まりました。どうぞ3年間、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、次に「3 報告事項」に入ります。まず最初に専門分科会の活動報告です。</p>
企画課長	<p>3 報告事項</p> <p>(1) 民生委員審査専門分科会について</p> <p>民生委員審査専門分科会について説明</p> <p>(2) 身体障害者障害程度審査部会について</p>

企画課長	身体障害者障害程度審査部会について説明
荒木田委員長	それぞれの専門分科会に所属されていた委員の方々から、何か補足等ありますか。また、その他の委員の方からご質問等ありますか。 それでは、報告事項の3番目になります。横浜市依存症対策地域支援計画について、令和3年10月に策定した冊子を基に、事務局から説明をお願いいたします。
精神保健福祉課担当課長	(3)「横浜市依存症対策地域支援計画」について 「横浜市依存症対策地域支援計画」について説明
荒木田委員長	概要版とは思えない中身の濃いもので、とてもよく理解出来ました。非常に現代的で、ゲームの依存についても触れています。私の娘は、片時もスマホを離さず、依存しているのではないかと感じておりました、スマホを持たない生活ができるのだろうかと不安に感じております。私もしっかり読んで、家の中でも対応策を考えていきたいと思っています。 本件について、ご意見やご質問等がありますか。
漆原委員	もし身近に、「この人依存症かな」、「心配だな」という人がいた場合、まず相談するのは、こころの健康相談センターと考えてよろしいでしょうか。このセンターは、区役所にありますか。どこに連絡したら良いのか等、そのあたりを教えてください。
精神保健福祉課担当課長	概要版3ページに、本市における依存症に関する状況と課題が書いてあります。横浜市の場合、依存症の専門相談として、こころの健康相談センターで受けていますが、両輪となりますのが区役所です。区役所では高齢・障害支援課が窓口になりますので、まず区役所の高齢・障害支援の窓口でご相談いただいても、その先の専門相談の方につながると思います。どちらでも結構です。
荒木田委員長	概要版7ページに依存症啓発リーフレット「依存症って知っていますか？」が載っています。このリーフレットに各区の電話番号が書かれているので、どこ連絡すれば良いかというのは、こちらをご覧いただくと分かると思います。
泉委員	認知症の方の中には、アルコール依存症から認知症になられている方も実際にいらっしゃるということで、別問題ではないと認識しております。 アルコール依存症の方を受診に繋げたりすることもあると思いますが、認知症による部分もあるかもしれないので、そのあたりをリンクして捉えられる形があると良いと思いました。
荒木田委員長	おそらく依存症というのは、生活困難、精神疾患、今おっしゃった認知症も含めて、色々なものとリンクすることが多いのではないかと思います。ある日突然、依存

精神保健福祉課担当課長	<p>症になるのではなくて、他にも様々な要因があって、そこからギャンブル等の依存症に繋がっているということが多いと思います。</p> <p>この様なことについて、現状分析の中でいくつか気が付いたことがあると思いますので、事務局の方から説明を補足してください。</p> <p>確かに、依存症単独の問題というよりは、様々な要素が複合的に絡み合っているケースが多々ございます。先ほどの連携会議について、概要版10ページに、横浜市依存症関連機関連携会議のイメージ図がございます。依存症に関係する、医療、福祉だけではなく、教育や様々な分野が連携して情報を共有しながら、この依存症問題に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>認知症の問題もそうですし、ゲームとかスマホ等も、根本的な問題解決に取り組んでいかないと、なかなか難しいと考えておりますので、こういった機会を活用して連携して参りたいと思っております。</p>
高橋委員	<p>実際にアルコール依存症の方のお嫁さんからご相談を受けました。暴力をふるうことがあるということで、区に繋げましたが、残念ながらその後、そこから繋がっていません。相談に行きましたが、家族が会議などに呼ばれるばかりでした。本当に救いたいのは、家族の方でなく、アルコール依存症になっている方です。会議までで、なかなか本人への支援に結び付いていないということは、すごく残念な印象を持っています。</p> <p>こういった場合は、どういう状況でそのような家庭や依存症になっているのかを見に行つて欲しいというのが、その時感じたことです。今読んでみました重点の中にも、アルコール依存症の方ご本人に寄り添うものが、残念ながら見当たらないと思っております。</p> <p>そういったところを是非、今後1つの視点として入れていただけたら嬉しいなと思います。</p>
荒木田委員長	<p>暴力をふるってしまうというのは、本当だったら入院が必要な状況かなと感じます。医療機関と繋がると、そこからしかるべきところに繋がって、区役所が見に行くよりも、より専門的なところに繋がるのではないかと思いますので、事務局から補足をお願いいたします。</p>
こころの健康相談センター長	<p>区の職員が嘱託医師と一緒にご家庭にお伺いすることもございますので、区にご相談いただければと思います。ご都合に合わせて嘱託医師と共に伺うことになるかと思っております。</p>
高橋委員	<p>家族からすると、恥ずかしくて外には知られたくないという思いと、アルコールを飲んでいない時は本当に優しく、暴力を振われた時は、その優しさを振り所にして耐えているというのが現状かなと思います。</p> <p>今、良いアドバイスをいただきましたので、もう一度そのご家族の方にはアドバ</p>

こころの健康 相談センター 長	<p>イスしたいと思います。</p> <p>ご家族の対応の仕方が変わると、ご本人の反応も変わることがあります。私どものセンターの方で家族教室をやっておりますので、こちらでご家族の対応を知っていただき、ご自宅で実践して頂けると、また違った展開もあると思います。</p>
荒木田委員長	<p>専門機関からアドバイスをいただいて、適切にプロセスを踏んでいただくことは、ご本人にとってもご家族にとっても、非常に重要なことだと思います。</p> <p>おそらくこの連携会議は、ケースワークのようなこともやるとは思いますが、本当に困っている時は、今センター長からいただいたアドバイスを貰えるような場でもあるので、一歩踏み出したいなという時には、是非こういう仕組みを活用していただきたいと思います。</p>
岸委員	<p>素晴らしい計画、ありがとうございます。</p> <p>6 ページの基本方針の実現に向けた取組体制に、身近な支援者というのが、行政と行政以外であがっています。この身近な支援という言葉はとても良いなと思いました。</p> <p>行政の身近な支援者は、関連する機関ということが分かったのですが、行政以外の身近な支援者というのは、どのような方たちなのかということと、身近な支援者の方たちが支援者となるには、どのような研修や育成等をしていくのかを教えてくださいたいと思います。</p>
精神保健福祉 課担当課長	<p>いわゆる依存症支援を専門としている方たちと、それ以外の方たちと分けており、依存症を普段専門としていない方たちを身近な支援者と呼ばせていただいております。行政職員でも精神保健に関係する者は、専門の支援者になります。それ以外の、例えば生活保護業務等に従事する職員は、行政の中での、身近な支援者になります。</p> <p>行政以外のところだと、例えば地域ケアプラザや普段の高齢者支援の相談を受けているところも、日々の相談の背景に、依存症問題がある場合もありますので、そういった方々を身近な支援者と呼ばせていただいております。また、依存症に関しては、普段から住民の方と接している身近な支援者の方が、依存症問題に気づくということが大切だと思っています。</p> <p>依存症自体は、否認の病とも言われており、なかなか相談に結びつくことが難しい現状があります。そのため、日常の相談の中から、早期発見し、そして分かった時に適切な窓口につないでいただくことが大切だと考えております。</p> <p>まさにそういった点に考慮して、ガイドラインを作ろうと思っております。日常相談の中での気づきが依存症に該当するのかを考えていただくためのヒント集のようなものを作っております。これらを活用しながら、今後の研修等を含めて、活動していきたいと考えております。</p>
岸委員	<p>大変よくわかりました。この身近な支援者というところに、行政以外の方も入っ</p>

	<p>て、地域ぐるみで対応していくことが重要だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
荒木田委員長	<p>私達は、社会福祉審議会の委員で福祉を身近な事ととらえていますが、意外に福祉は自分に関係ないと思っている人が多いと思います。学校の先生やケアプラザとか私共の社協でも、もしかしたらどこか制度に繋がればもうそれでいいと思う職員がいるかもしれません。そうではなくて、日常生活での気づきみたいなものがすごく大切になるので、特に、依存症や自殺等はしっかりと関係者に目指すものをお知らせいただきたいと思います。</p>
宮田委員	<p>今ご質問にあった、身近な支援者について、民生委員の場合、相談が来ることが多いです。私は保護司もやっていて、私が携わるものの多くは、薬物の問題を抱えていて、若い人が多く、早い人で中学生、それから成人まで世代を超えても1回なってしまうと、なかなか抜けきれません。薬物依存の場合は、地域に戻ってきてからの課題が大きいかと思います。</p> <p>少年院や刑務所から出てきて、ストレスを内に溜めこまないように、安定した生活が出来れば、その後新たな生活のパターンに入っていけると思っています。こういうきっかけづくりは、地域でどのように見ていくかが重要なので、身近な支援者はかなり重要だと私は思います。</p>
荒木田委員長	<p>実践に基づくご説明を、ありがとうございます。この計画の振り返りを数字だけで見るとはならず、様々なところと連携しながら、いかにストレスを溜めないか、依存症に結びつくものに走らないで済むということを実現していくのは、この計画を作ったセクションだけでは、なかなか難しいと思いますので、ぜひ横断的に取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>令和3年10月にできた計画で、当時は新聞にも掲載されたと思いますが、折に触れた啓発も非常に大切だと思います。</p> <p>それでは、次の報告事項に入ります。</p> <p>（４）生活保護申請対応検証専門分科会からの答申及び再発防止に向けた取組について</p>
企画課長	<p>「生活保護申請対応検証専門分科会からの答申及び再発防止に向けた取組について」の概要説明</p>
荒木田委員長	<p>生活保護申請対応検証専門分科会の分科会長を務めていただきました、石渡委員から、答申についてご説明をお願いいたします。</p>
石渡委員	<p>答申について説明</p>
荒木田委員長	<p>ご説明にもありましたように、行政が作成した資料を見るだけではなく、関係職員へのヒ</p>

	<p>アリングもしていただいて、丁寧にまとめていただきありがとうございます。</p> <p>これを受けまして、再発防止のためにどんな取組をしていくかをまとめたものがありますので、横浜市から説明をお願いいたします。</p>
生活福祉部長	再発防止について説明
荒木田委員長	<p>皆様からご意見やご質問いただく前に、分科会長を務めていただいた石渡委員から、ご意見あるいは注意事項等ございましたら、お願いします。</p>
石渡委員	<p>それでは、補足的な追加のご説明等を含めて、お話をさせていただきます。</p> <p>まず、本当に大変な業務に、事務局が公正誠実に向き合ってくくださったことに感謝したいと思います。そして、当初の予定では4回の会議でしたが、全5回開催いたしました。また、会議に加えメールでのやりとり等も含めて、本当に委員の皆様が貴重なご意見を下さいました。民生委員の宮田委員にも、貴重なご指摘をいただきました。</p> <p>そして、この相談をされていた個人や該当区の問題ではなく、横浜市全体の生活保護行政の在り方という視点で検討を進めてくださって、これがまとまったということが本当に大きかったと思います。痛みやつらい作業もありましたが、横浜市の生活保護行政が、本当にいい方向に進むような検討ができたと思っております。</p> <p>関係者の皆様には、ぜひこの提言を前に向けていくために、実行に努めていただきたいと思いますと思っております。</p>
荒木田委員長	<p>起きてしまったことを個人の責任に帰すのではなく、全体として良くなっていくということで、皆様がしっかり取り組み、そして行政もそれを受けとめて、きちんとやっていくという決意表明というか、再発防止に繋がる取組をまとめられたと思います。</p> <p>私は、かつて市職員で係長だった頃、今でいう福祉保健センターで、隣が生活保護の係長でした。相談内容の様式の話がありましたけれども、本当に相談記録は人によって千差万別で、ものすごく書く人とさらっと書く人がいます。ベテランの係長の中には、職員に記載内容を確認するようなやりとりを行う人もいて相談も大変な中、チェックをしていく人たちの力量も非常に問われるなど思った記憶があります。</p> <p>属人的な問題とせずに、本当に大切なことをきちんと作り上げていくということ、人材不足も含めて、再発防止の取組を、よくまとめていただいたのではないかなと思います。</p> <p>皆さんも、生活保護の相談も含めて、今の福祉保健センターや自分の関わっているところについて、何か思うところもあるのではないかなと思います。ご意見ですとか、ご要望等がございましたらお寄せいただければと思います。</p>
飯山委員	<p>石渡先生のご報告を聞いて、すごくつらい作業だったのだらうなと思いました。</p> <p>しっかり組織の問題として組み込まれたのかなと思っています。再発防止のための取組をどのように進めていくのか、これからがすごく課題だと思っています。横浜市のケースワーカーの皆さんが本当に忙しいことはよくわかっていますが、その中で事例検討とかケースカンファレンスを積極的に活用するというのは、ものすごく負担がかかるものだと思います。こ</p>

<p>高橋委員</p>	<p>れ以上忙しくなってしまう現場の方は大丈夫なのでしょう。</p> <p>これをきちんと組織の問題として取り組んでいただければと思うのですが、この取組が劇的に変わるということは難しく、長い時間をかけて変わっていくものだと思います。進捗状況というか評価は数値にしにくいものだと思いますが、どのように評価していくのが気になっています。</p> <p>提言書も読ませていただきまして、本当によくまとまっていると思いました。私自身がこのことに関して誤解していたところがありましたので、その辺をお話させていただきたいです。</p> <p>図書室に公的扶助の生活保護行政というものがありまして、これを読んで、生活保護とは何かというところから勉強させていただきました。提言書に、「面接相談員が制度説明等申請受付を行うが、受給の可否にまで踏み込んで言及してしまいました」と記載されていますが、ここがよく分からなかったところで、昨年新聞報道時には、私は区の対応は間違っていないと思っていました。今は本当に仕事が無いのではなく、住み込みとかで探しているところもありますし、私自身も議員になる前はファミリーレストランで仕事をしていたり、ポスティングをしたりしていました。この方が、健康なのか病気なのか分かりませんが、20代の女性がそんなに簡単に生活保護を申請していいのかと思いました。</p> <p>提言書の中で、「はまかぜ」を推薦されています。過去に何度か視察に行っているのですが、今回改めて見に行かせていただきました。「はまかぜ」自体素晴らしい取組だと思いますし、実際にここを活用している方もいらっしゃいます。ただ20代の女性がここに行くとなると、寿町の中ということもあり、抵抗があるのかなとか、中に入ると4人部屋で、なかなか今の人たちが、複数人で暮らすというのは厳しいところがあるのかなと思いました。食事に関しても本当にきめ細やかで、食堂があり、温かくて美味しい料理なのですが、やはり男性が大勢いて、女性の数が少ない現状では、はまかぜを選択するのは厳しいのかなと思いました。</p> <p>感想ですが、健康福祉局として一時的な住まいを確保するための予算を組むなど、今後同じようなことが起こった時に備えて、とても早い対応をしてくれていますし、そこは本当に評価しております。</p> <p>生活保護というのは、経済的に厳しい状況に置かれた方々の最後の砦だと思っています。この女性も友人や家族もいるでしょうが、何かしらの事情があつて頼ることができなかつたり、孤独等があるのかなと思いました。</p>
<p>荒木田委員長</p>	<p>今の若者の生活の現状ですとか、それから生活保護の制度の変遷というのでしょうか、ある時期はかなり厳しい時期もありましたが、それが今、このように運用されて、これを目指しているのだと、変わってきています。私達もそれを知るチャンスになったということではあります。</p> <p>他にご意見、ご質問ございますか。</p>
<p>加藤委員</p>	<p>局の方にご質問ですが、私たちは高齢者支援をしております、対応に困ってくると、区にご相談に行ってくださいということをお話したりしますが、その時に「相談に行っただけ駄目</p>

生活福祉部長	<p>って言われました。」というお話をよく聞きます。</p> <p>この答申で、あくまでも相談窓口は、相談を受けるところであって相談する方が受給できるかどうかの決定権はないというのを読んだときに、確かにそうだなと思ったのですが、本当に件数が多いと思うので、ある程度、ご相談内容によって区の担当者、相談を受けた方が、可否を出せるのかどうかを教えてくださいたいと思います。</p> <p>まず、区が忙しい状況の中、どのように取り組むのかというところですが、1つは情報伝達の工夫になります。まず、最新の情報を見つけやすいよう、その都度送っていた通知等で重要なものを、本市問答集という既存の資料に書き加え、毎年更新をしております。また、再発防止策の中にも入れましたが、通知以外でも日々、情報伝達はありますので、職員全員にきちんと伝わるようにルールを決めて統一化をしていきたいと思っております。また、各区の情報などを共有しまして、ノウハウを活用できる仕組みを作っていきたいと思っております。</p> <p>オブザーバーによるケースカンファレンスについては、忙しくて会議をやる時間がないという現場の声もありますが、専門家等の外部講師や本市の社会福祉職の専任職の活用を検討しております。遠回りかもしれませんが、スキルアップを図ることで業務向上・改善に繋がってくるのかなど、地道な努力になりますが、取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>「はまかせ」に関連して予算の話が出ましたけれども、これまで、集団生活がどうしても難しいという方々にも対応できるよう、簡易宿泊所を借り上げて、シェルターとしていました。しかし、簡易宿泊所の利用も難しいという方がいらっしゃいますので、そういった方にも対応できるよう、ビジネスホテルを2部屋ほど用意するよう予算を計上したところです。また、自立安定化事業という、簡易宿泊所にお住まいの方にアパート設定の支援を行う事業は、生活保護申請中の居所が不安定な方にも対象を拡充し、ご本人がお一人で契約することが難しい方の支援にも取り組めるようにしたところです。</p> <p>区には、どなたからも申請を受け付けるよう指導しております。ただ、実際問題として、生活保護の制度をご説明する時に、「このようになっています」、「最低生活費と収入等によって決まりますよ」という説明をすると、「今の自分だと駄目なのね」と言って帰られる方がいらっしゃるのも事実です。そのあたりは、申請権の侵害に繋がらないように、やはり少し相反する制度説明とご理解いただく部分と申請権を大切にするという非常に難しい部分ですので、侵害が起らないように丁寧に取扱かっているところですし、今後も職員に伝えていくべきところです。</p>
荒木田委員長	<p>例えば、持ち家がある高齢者の中には、「それを手放してからじゃないと」と言われた時点で「駄目と言われた」と受け止める方がいらっしゃると思います。しかし、見た目には財産があるように見えても、生活していく現金がないという高齢者は、これからも増えていくと思います。生活保護ではなく、リバースモーゲージの活用等はなかなか理解しにくいと思います。若い時から準備するのであればともかく、年を重ねてからいろいろと言われても騙されているのではないかとと思われる人もいるでしょう。本来であれば生活保護が必要なかもしれませんが、財産をどう整理するのかといったことも含めて、これからも様々な課題が出てくるのではないかなと思います。職員は確かにとても忙しくて、日々業務に追われている状況</p>

飯山委員	<p>ですが、ケースを積み重ねることで「この相談にはこう対応すればいいんだ」とか「あそこを頼ればいいんだ」ということが出てきて、それを共有できるような仕組みになると良いと思います。</p> <p>やられることはすごく良く分かりました。大変だと思いますがぜひ、その取組を地道に、続けてやっていただきたいと思います。</p> <p>ケースワーカーさんも生保の手引きを細かく読み込んでいて、知識とかは持っていると思うのですが、答申にあったように支援者としての経験があっても、パターンリズムに陥るところが問題なのではないかと思いました。</p> <p>また、区への伝え方を工夫したり、知識を実践にうつせるよう、ケースカンファレンスを行うということも分かりました。ただ、組織風土や、取組がどのように浸透したかといった定期的な効果測定や検証の仕組みをどのように考えているのか伺いたいと思います。</p>
生活福祉部長	<p>実践力を上げるために、研修等でロールプレイングを行い、それを参加者全員で見て、評価し合うという演習を始めています。新任、2年目、3年目と階層ごとに研修を行っておりますので、順次取り入れていきたいと思っております。</p> <p>効果検証ですが、生活保護制度では、指導監査として、健康福祉局が毎年1回各区を回っています。その中で相談記録票、なども点検していますので、指導監査を活用して状況確認をしたいと思っております。また区でも、課の組織目標として、実施方針を作成しております。そちらの作成から取り組み状況などについても、年度当初に各区からヒアリングを行っていたり、指導監査でもどのように取組を進めているのかの確認をさせていただいております。また、研修では、必ずフィードバックやアンケートなどを行っておりますので、その中でどのような効果が出たのかを把握していきたいと思います。やはり我々の取組自体も、提言書でご指摘いただいたとおり、バージョンアップしていかなければいけないと思っておりますので、今回の取組だけでなく、実践したうえでどのようになるのかを日々考えていかなければいけないと思っております。</p>
荒木田委員長	<p>すごく大切なポイントだと思います。特にこの6ページの組織マネジメントの強化に向けた取組のところは、「言うは易く行は難し」というものです。これは生活保護だけではなく、市役所、行政全体にも言えることと思いますが、日々工夫しながら着実に、早急にでなくても構わないので、着実に効果が表れるようにしていただきたいと思います。</p> <p>4 その他</p> <p>(1)「第4期横浜市地域福祉保健計画」の中間評価について</p> <p>(2) 令和4年度健康福祉局予算について</p>
企画課長	<p>本日は、詳細なご説明は割愛させていただきますので、後ほどご確認いただければと思います。</p>
荒木田委員長	<p>時間の関係もあり、事務局からの説明は割愛となりますが、少し説明させていただきます。</p>

	<p>地域福祉保健計画の中間評価がA3用紙1枚でまとめられています。裏面を見ていただくと、総合評価として「おおむね計画通りだが更に力を入れて推進する必要がある」とそれぞれの項目が評価されています。特に制度の隙間を埋めるような地域の中での支え合い、地域活動などが進んだということで「○」の評価だったと思いますが、コロナの影響で集まる機会の激減を余儀なくされる2年間でした。私は社会福祉協議会の会長をしておりますが、社協が所管している地域ケアプラザでも配食サービスなどがなくなっています。なんとか続けていたのが、コロナの影響で仲間での集まりや地域の方との接点を持たない期間が1年半続いて、もうこれ以上はできないという団体が増えているのは、非常に気に係るところです。そういう中でもしっかり取り組んでいこうということが、この地域福祉計画で再確認されていますので、ぜひご覧いただきたいと思います。</p> <p>「予算概要」については、膨大なので今日ご説明はありませんでしたが、2ページに予算の総括表がございます。各局とも非常に厳しい予算編成であったと思いますが、健康福祉局の予算は一般会計の計では前年度比6%増となっています。コロナの対応を含めまして、健康福祉局にはしっかり予算がついたことになると思います。最初に5ページに新型コロナウイルス感染症対策がありまして、ここだけページの作りが他と違っていています。6ページ以降では今年度の予算額の横にカッコで昨年度の当初予算額が記載されており、概ね増額となっています。さらに右側のカッコには補正予算額を含めた年度末時点での予算額が記載されています。</p> <p>あとは例年通りの予算立てになっておりますが、健康福祉局の予算は少しずつ伸びています。みなさん、関係するところを後ほどご確認いただければと思います。疑問に思うことなどありましたら、後日事務局にお問い合わせください。</p> <p>予算や地域福祉計画について、何かご意見などございますか。</p> <p>(意見なし)</p>
閉 会	
荒木田委員長	<p>本日、予定していた議事は以上です。</p> <p>これで、本日の社会福祉審議会を閉会します。</p>

	<p>1 資料</p> <p>【資料1】横浜市社会福祉審議会について</p> <p>【資料2】横浜市社会福祉審議会委員名簿</p> <p>【資料3】専門分科会等からの活動報告</p> <p>【資料4】「横浜市依存症対策地域支援計画」について</p> <p>【資料5】生活保護申請対応検証専門分科会からの答申及び再発防止に向けた取組について</p> <p>【資料6】「第4期横浜市地域福祉保健計画」の中間評価について</p> <p>【資料7】令和4年度健康福祉局予算概要</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	2 特記事項 なし
--	--------------